

## 第1号議案

# 因島瀬戸田都市計画区域の 整備，開発及び保全の方針の 変更について

広島県 都市圏魅力づくり推進課

# 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

- 都市計画法第6条の2により，  
都道府県が策定することとされている都市計画
- 長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに，  
その実現に向けての都市計画の基本方針を定めたもの

## 【具体的に定める内容】

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の決定の有無及びその方針
- ③主要な都市計画の決定の方針

# 広島県の都市計画区域の指定状況

県内14市6町

23の都市計画区域



江田島都市計画区域

川尻安浦都市計画区域

東広島都市計画区域

因島都市計画区域

瀬戸田都市計画区域

都市計画区域

平成25年4月1日現在

# 現行の都市計画区域マスタープランの策定経緯

**関係市町との調整**（H21年12月～H22年8月）  
圏域毎に「**圏域内都市計画調整会議**」を開催

**県庁内関係部局との調整**（H22年6月）  
県庁内の関係部局で構成する「**都市計画推進協議会**」を開催

**第218回 広島県都市計画審議会**（H22年8月）

## 法定手続

**一般県民からの意見募集（パブリックコメントの実施）**（H22年10月）

**案の縦覧**（H23年2月）

**関係市町へ意見照会**（H23年1月～3月）

**第221回 広島県都市計画審議会**（H23年3月）

**国交省の協議同意**（H23年4月）

**都市計画決定**（H23年5月）

# 今回の変更に係る考え方

## 1. 今回の変更の経緯

今年度、因島及び瀬戸田都市計画区域を統合



対応する都市計画区域マスタープランを統合

## 2. 今回の変更に係る基本的な考え方

- 現行計画は、平成23年度に、平成32年を目標年次として策定
- 現行計画は、合併後の新市町のまちづくりの方針を踏まえた内容



基本的に現行計画の内容を踏襲することとし、都市計画区域の統合によって影響が生じる記載箇所についての変更を行う

# 都市計画区域マスタープランの構成

第 1 章	基本的事項
第 2 章	都市計画の目標
第 3 章	区域区分の有無及びその方針
第 4 章	主要な都市計画の決定方針

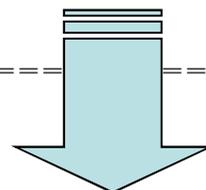
# 都市計画区域マスタープランの構成

第 1 章	基本的事項	
第1節	広島県の都市づくりの目標	変更なし
第2節	都市計画区域マスタープラン策定にあたっての考え方	
第3節	策定の対象区域	変更あり

### 第 3 節 策定対象区域 ( 1 策定の対象区域の現状)

<現 行>

区域名	面積 (ha)	人口 (人)
因島	3,976	26,677
瀬戸田	3,276	9,062

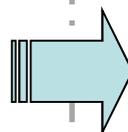


<変更案>

区域名	面積 (ha)	人口 (人)
<u>因島瀬戸田</u>	<u>7,252</u>	<u>35,739</u>

<現 行>

因 島	<p>本区域は、<b>広島県の東南部に位置し、周囲を瀬戸内海に取り囲まれ、中央部に山が位置する良好な自然的環境に恵まれています。また、これらの緑地が郷土景観の構成要素となっており、5箇所</b>の自然公園が<b>国立公園第2種の指定を受け、すぐれた自然の景観が保護されるとともに、憩いの場として緑の空間を提供しています。</b></p> <p><b>さらに、これらの自然環境の場が、環境学習や観光振興において重要な役割を果たしています。</b></p>
瀬 戸 田	<p>本区域は、<b>生口島、高根島とも中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されており、道路、住宅地、工業用地等の都市的土地利用はわずかの面積にとどまっています。これらの豊かな自然環境を活用し、環境学習や観光振興において重要な役割を果たしています。</b></p>

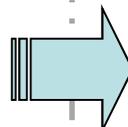


<変更案>

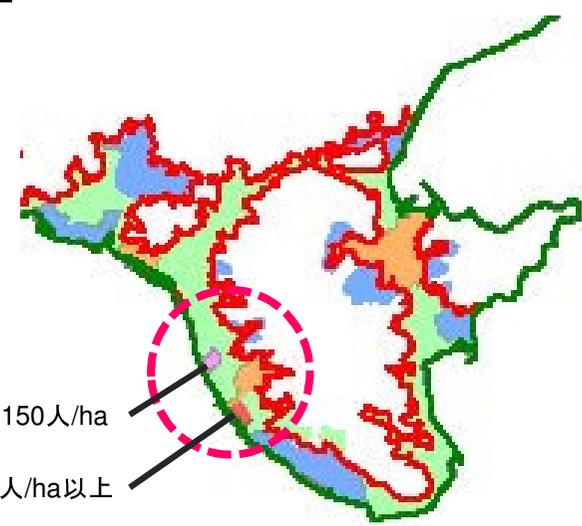
因 島 瀬 戸 田	<p>本区域は、<b>広島県の東南部に位置し、周囲を瀬戸内海に取り囲まれ、中央部に山が位置する良好な自然的環境に恵まれています。これらの緑地が郷土景観の構成要素となっており、<u>因島では</u>、5箇所</b>の自然公園が<b>国立公園第2種の指定を受け、すぐれた自然の景観が保護されるとともに、憩いの場として緑の空間を提供しています。</b></p> <p><b>また、<u>生口島・高根島は</u>、中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されており、道路、住宅地、工業用地等の都市的土地利用はわずかの面積にとどまっています。<u>これらの豊かな自然環境は</u>、環境学習や観光振興において重要な役割を果たしています。</b></p>
-----------------------	---

<現 行>

因 島	本区域は、 <u>土生地区の市街地</u> <u>部において、20人/ha以上～80</u> <u>人/ha程度の中低密度の市街</u> <u>地が見られます。</u>
瀬 戸 田	本区域のうち、 <u>島の北部の市街</u> <u>化区域において、20～80人/ha</u> <u>の低密度な市街地が見られます。</u>



<変更案>

因 島 瀬 戸 田	<p>本区域のうち、<u>因島土生地区</u> <u>及び生口島北部において、20～</u> <u>80人/ha程度の中低密度な市</u> <u>街地が見られます。また、因島土</u> <u>生地区の一部には100人/ha以</u> <u>上の密集市街地が広がってい</u> <u>ます。</u></p>  <p>100～150人/ha 150人/ha以上</p> <p>因島土生地区の一部</p>
-----------------------	---

# 都市計画区域マスタープランの構成

第 1 章	基本的事項
第 2 章	都市計画の目標
第 3 章	区域区分の有無及びその方針
第 4 章	主要な都市計画の決定方針

# 都市計画区域マスタープランの構成

## 第 2 章

## 都市計画の目標

### 第1節

広域的位置付け

### 第2節

都市の将来像と都市づくりの基本目標

変更あり

### 第3節

将来都市構造

### <現 行>

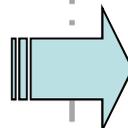
因 島	<p><u>因島</u>都市計画区域は、<u>尾道市旧因島市</u>の都市活動の拠点的作用を担う<u>都市拠点</u>として位置付けられています。</p> <p>本区域では、古くから海を介して世界に開かれた瀬戸内海の豊かな風土を活かし、芸予諸島の町村と一体となって、地域産業の活性化を図るとともに、地域の生活や文化を大切に<u>した都市づくりが求められています。</u></p>
瀬 戸 田	<p><u>瀬戸田</u>都市計画区域は、<u>合併前の旧瀬戸田町</u>を中心とした地域の都市活動の拠点的作用を担う<u>地域拠点</u>として位置付けられています。</p> <p>本区域は、芸予諸島の中央部に位置し、<u>瀬戸内しまなみ海道の開通を踏まえて、芸術と文化の拠点づくりを進め、ベル・カントホールや島ごと美術館、平山郁夫美術館等を有していますが、入込観光客数をさらに増加させるため、新たな対策により交流人口の増加とにぎわいのある都市づくりを進めることが必要となっています。</u></p>

### <変更案>

因 島 瀬 戸 田	<p><u>因島瀬戸田</u>都市計画区域は、<u>合併前の旧因島市と旧瀬戸田町</u>の都市活動の拠点的作用を担う<u>都市拠点</u>として位置付けられます。</p> <p>本区域は、古くから海を介して世界に開かれた瀬戸内海の豊かな風土を活かし、芸予諸島の町村と一体となって、地域産業の活性化を図るとともに、地域の生活や文化を大切に<u>した都市づくりが求められています。</u></p> <p><u>また、芸術と文化の拠点づくりを進め、ベル・カントホールや島ごと美術館、平山郁夫美術館等を有していますが、入込観光客数をさらに増加させるため、瀬戸内しまなみ海道を活用した新たな対策により、交流人口の増加とにぎわいのある都市づくりを進めることが必要となっています。</u></p>
-----------------------	---

### <現 行>

因 島	<p>本区域については、瀬戸内しまなみ海道、中国横断自動車道尾道松江線の整備により、山陽地方、山陰地方、四国地方を結ぶ広域道路網が形成されることから、<u>広域観光の振興の強化</u>、<u>柑橘類を中心とした農業振興</u>や、<u>造船業などの既存の産業集積を生かし</u>、人・もの・情報の交流拠点の形成を目指します。</p>
瀬 戸 田	<p>本区域については、瀬戸内しまなみ海道、中国横断自動車道尾道松江線の整備により、山陽地方、山陰地方、四国地方を結ぶ広域道路網が形成されることから、<u>広域観光の振興</u>、<u>柑橘類を中心とした農業振興</u>や、<u>広域物流機能の強化を推進し</u>、人・もの・情報の交流拠点の形成を目指します。</p>



### <変更案>

因 島 瀬 戸 田	<p>本区域については、瀬戸内しまなみ海道、中国横断自動車道尾道松江線の整備により、山陽地方、山陰地方、四国地方を結ぶ広域道路網が形成されることから、<u>広域観光の振興</u>や<u>広域物流機能</u>を強化するとともに、<u>柑橘類を中心とした農業振興</u>や<u>造船業などの既存の産業集積を生かし</u>、人・もの・情報の交流拠点の形成を目指します。</p>
-----------------------	---

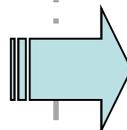
第 2 節 都市の将来像と都市づくりの基本目標  
基本目標2【持続可能なまちづくり】

議案集 P.17

新旧対象表 P.7

<現 行>

因 島	<p>土生港を中心とした<u>土生地区</u>において、芸予諸島地域における海上交通の拠点性と本区域における中心市街地としての商業などの集積を活かし、本区域や周辺地域の発展を支えて行くよう、都市機能の強化を図ります。</p> <p>また、<u>他の島しょ部</u>や<u>尾道市中心部</u>との連携強化を図るための交通ネットワーク機能の強化等、定住基盤の確立を通じ、快適で利便性の高い暮らしを可能とする都市拠点形成を図ります。</p>
瀬 戸 田	<p>支所を中心とした地区において、地域の日常サービス機能の充実強化を図り、住民の生活活動等を支える地域拠点としての役割りの強化を図ります。</p> <p>また、<u>尾道市中心部</u>との連携強化を図るための交通ネットワーク機能の強化等、定住基盤の確立を通じ、快適で利便性の高い暮らしを可能とする都市拠点形成を図ります。</p>

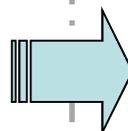


<変更案>

因 島 瀬 戸 田	<p>土生港を中心とした<u>因島土生地区</u>においては、芸予諸島地域における海上交通の拠点性を本区域における中心市街地としての商業などの集積を活かし、本区域や周辺地域の発展を支えて行くよう、都市機能の強化を図るとともに、<u>市中心部</u>との連携強化を図るための交通ネットワーク機能の強化等、定住基盤の確立を通じ、快適で利便性の高い暮らしを可能とする都市拠点の形成を図ります。</p> <p>また、<u>支所を中心とした地区</u>において、地域の日常サービス機能の充実強化を図り、住民の生活活動等を支える地域拠点としての役割りの強化を図ります。</p>
-----------------------	--

### <現 行>

因 島	<p><u>本区域では、本因坊秀策囲碁記念館、戦国時代の水軍に由来する地域資源やしまなみ海道サイクリングロードを今後も活用するなど、広域的な交流の促進とにぎわいのあるまちづくりを進めます。</u></p> <p>また、瀬戸内海の多くの島々が生み出す多島美の景観を活かしたまちづくりを進めます。</p>
瀬 戸 田	<p><u>瀬戸田地区では、芸術と文化の拠点づくりを進めており、平山郁夫美術館や耕三寺、向上寺等の魅力を今後も活かし、更にはしまなみ海道サイクリングロードを活用して広域的な交流の促進とにぎわいのある都市づくりを進めます。</u></p>



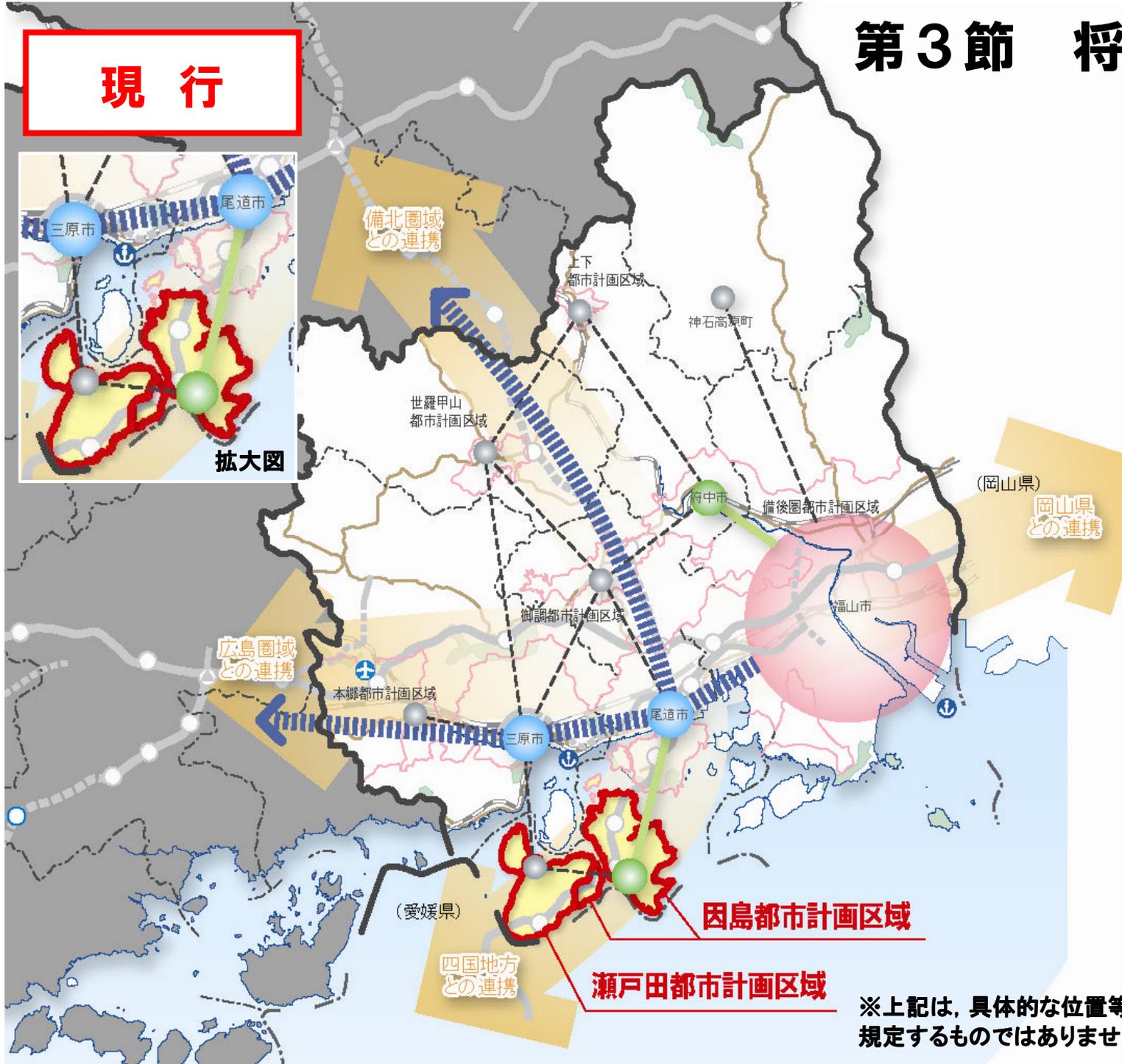
### <変更案>

因 島 瀬 戸 田	<p><u>本区域では、本因坊秀策囲碁記念館、戦国時代の水軍に由来する地域資源や、平山郁夫美術館や耕三寺、向上寺等の芸術と文化の魅力を活かすとともに、しまなみ海道サイクリングロードを今後も活用するなど、広域的な交流の促進とにぎわいのあるまちづくりを進めます。</u></p> <p>また、瀬戸内海の多くの島々が生み出す多島美の景観を活かしたまちづくりを進めます。</p>
-----------------------	---

# 第3節 将来都市構造

議案集 P.20-22  
 新旧対象表 P.9-10

**現行**



拠 点	中枢拠点 中核拠点	
	広域拠点	
	都市拠点	
	地域拠点	

中四国地域連携軸		
広域連携軸		
都市間連携軸		
地域間連携軸		
ゾ ン	都市ゾーン (都市計画区域)	
	自然環境保全ゾーン (国立公園等)	陸域 海域

	整備 済み	整備 予定
広域幹線道路		
国道		
鉄道		
空港		
重要港湾		

※上記は、具体的な位置等を規定するものではありません。

# 第3節 将来都市構造

議案集 P.20-22  
 新旧対象表 P.9-10

## 変更案



拠 点	中枢拠点 中核拠点	
	広域拠点	
	都市拠点	
	地域拠点	

中四国地域連携軸		
広域連携軸		
都市間連携軸		
地域間連携軸		
ゾ ン	都市ゾーン (都市計画区域)	
	自然環境保全ゾーン (国立公園等)	陸域 海域

	整備 済み	整備 予定
広域幹線道路		
国道		
鉄道		
空港		
重要港湾		

**因島瀬戸田都市計画区域**

※上記は、具体的な位置等を規定するものではありません。

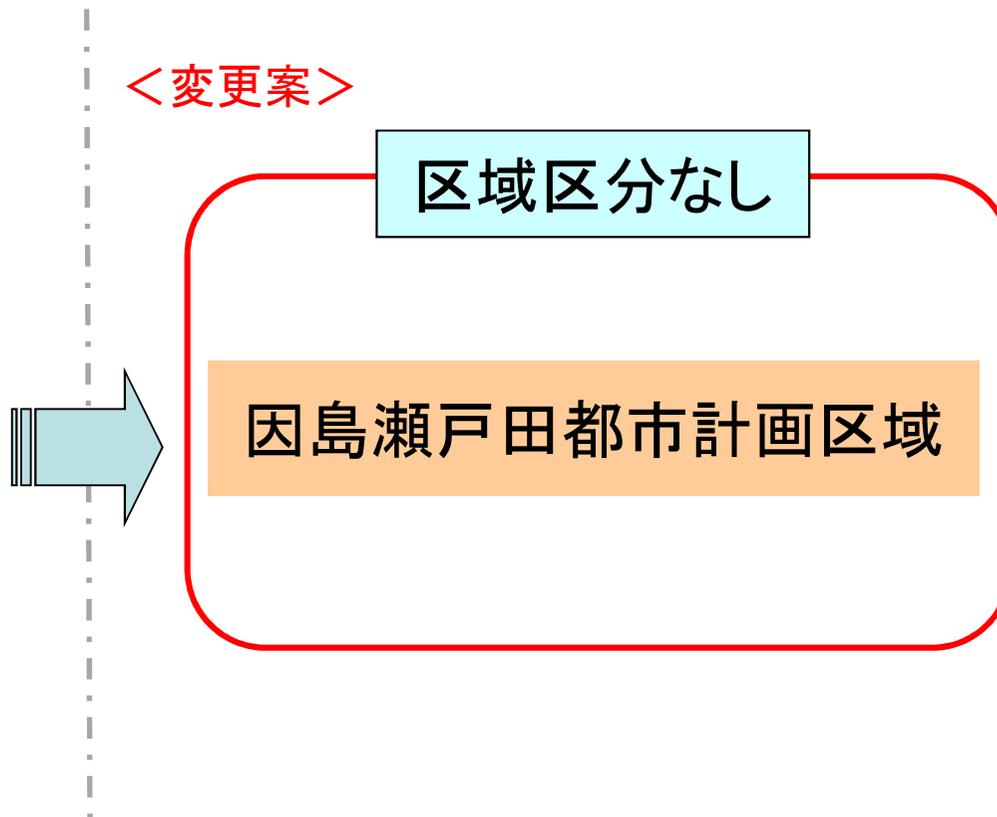
# 都市計画区域マスタープランの構成

第 1 章	基本的事項
第 2 章	都市計画の目標
第 3 章	区域区分の有無及びその方針
第 4 章	主要な都市計画の決定方針

<現 行>



<変更案>



# 都市計画区域マスタープランの構成

第 1 章	基本的事項
第 2 章	都市計画の目標
第 3 章	区域区分の有無及びその方針
第 4 章	主要な都市計画の決定方針

# 都市計画区域マスタープランの構成

## 第4章 主要な都市計画の決定方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

第4節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

第5節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

変更あり

変更なし

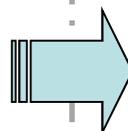
変更あり

# 第 4 章

## 第 1 節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ( 1 基本方針 )

### <現 行>

因 島	本区域では、 <b>全域の約8割が自然的土地利用であり、豊かな自然環境に恵まれています。</b> また、人口の減少が進行するとともに、今後も人口減少が予測されるなか、既存ストックの有効活用と更新等を通じてゆとりある生活環境の充実を図るとともに、本区域の魅力を引き出し観光・交流の促進を図る必要があります。
瀬 戸 田	本区域は、 <b>生口島・高根島とも中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されており、道路、住宅地、工業用地等の都市的土地利用はわずかの面積にとどまっています。</b> 今後は、豊かな自然環境を保全しつつ、限られた土地を最大限に活用し、本区域の発展を図っていきます。また、これまで整備を進めてきた芸術・文化資源の魅力や瀬戸内しまなみ海道の整備効果をさらに引き出す必要があります。



### <変更案>

議案集 P.24

新旧対象表 P.12

因 島 瀬 戸 田	本区域では、 <b>因島の約8割が自然的土地利用であり、生口島・高根島とも中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されているなど、豊かな自然環境に恵まれています。</b> 今後も人口減少が予測されるなか、既存ストックの有効活用と更新等を通じてゆとりある生活環境の充実を図るとともに、本区域の魅力を引き出し観光・交流の促進を図る必要があります。
-----------------------	---

# 第 4 章

## 第 2 節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ( 1 交通施設の都市計画の決定の方針)

### <現 行>

#### 因島

種別	番号	路線名	区間
一般国道・ 県道等	1	国道317号	青影
	2	国道317号	中庄町
	3	(一)西浦三庄田熊線	深浦
	4	(一)西浦三庄田熊線	長浜
	5	(都)浜畑家老渡線	三庄町
	6	(都)湊土井線	三庄町

#### 瀬戸田

種別	番号	路線名	区間
一般国道・ 県道等	1	(一)高根島線	内之浦

### <変更案>

議案集 P.29

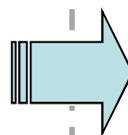
新旧対象表 P.17

種別	番号	路線名	区間
一般国道・ 県道等	1	国道317号	青影
	2	国道317号	中庄町
	3	(一)西浦三庄田熊線	深浦
	4	(一)高根島線	内之浦
	5	(都)浜畑家老渡線	三庄町
	6	(都)湊土井線	三庄町

※ 【(3)道路の配置方針及び整備目標】より抜粋

### <現 行>

因 島	本区域では、 <u>公共下水道</u> の早期整備を推進し、公共用水域の水質保全及び水質改善を図るとともに、流域及び各都市における生活環境の改善を図ります。
瀬 戸 田	本区域では、 <u>公共下水道</u> の早期整備を推進し、公共用水域の水質保全及び水質改善を図るとともに、流域及び各都市における生活環境の改善を図ります。



### <変更案>

因 島 瀬 戸 田	本区域では、 <u>公共下水道等</u> の早期整備を推進し、公共用水域の水質保全及び水質改善を図るとともに、流域及び各都市における生活環境の改善を図ります。
-----------------------	---

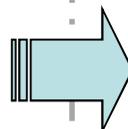
# 第4章 第5節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

議案集 P.38

新旧対象表 P.20

## <現行>

因島	本区域には、多様な歴史・文化などの地域資源が点在しています。
瀬戸田	本区域には、 <b>耕三寺や平山郁夫美術館に代表される観光資源をはじめとする</b> 多様な歴史・文化などの地域資源が点在しています。



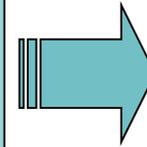
## <変更案>

因島 瀬戸田	本区域には、 <b>耕三寺や平山郁夫美術館に代表される観光資源をはじめとする</b> 多様な歴史・文化などの地域資源が点在しています。
-----------	---

# その他

## 【都市計画法第17条1項】

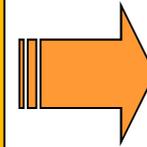
変更案の縦覧（H26年1月15日～1月29日）



意見なし

## 【都市計画法第18条1項】

関係市へ意見照会（H25年12月～1月）



異存なし

# おわり

パワーポイントでの説明を終わります。